

地方独立行政法人 知多半島総合医療機構 知多半島総合医療センター
院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

地方独立行政法人 知多半島総合医療機構知多半島総合医療センター(以下、当院)と〇〇薬剤師会とは当院院外処方せんに係る薬剤師法第23条第2項の取り扱いについて、下記のとおり合意した。

記

1. 院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。ただし、麻薬及び抗悪性腫瘍剤は除くこととする。

- 1) 成分名が同一の銘柄変更(ただし変更不可の処方除く)
- 2) 剤形の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
- 3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
- 4) 錠剤の半割や粉碎、あるいはその逆(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)
- 5) 調剤報酬に関わらない「患者の希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化(コメントに「一包化不可」の場合を除く)
- 6) 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関する事(合計処方量が変わらない場合)
- 7) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)
- 8) ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)
- 9) 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

以上

令和 年 月 日

住所 愛知県半田市横山町 192 番地
名称 地方独立行政法人 知多半島総合医療機構
知多半島総合医療センター
代表者氏名 病院長 岡田 禎人 印

住所
名称 薬剤師会
代表者氏名 印